

令和6年度

交野市指定地域密着型サービス事業者

公募要項

【地域密着型介護老人福祉施設】



交野市産業PRキャラクター
おりひめちゃん

令和6年9月

交野市福祉部福祉総務課

交野市指定地域密着型サービス事業者公募要項 目次

1.	公募の目的	・・・	1
2.	公募の内容	・・・	1
3.	応募資格	・・・	2
4.	応募に係る提出書類	・・・	3
5.	提出書類作成上の留意事項	・・・	4
6.	補助金の交付	・・・	5
7.	公募の日程等	・・・	5
8.	選定方法	・・・	6
9.	審査基準	・・・	6
10.	選定結果の通知	・・・	7
11.	留意事項	・・・	7
12.	問い合わせ先	・・・	7

資料 施設開設までの参考スケジュール

交野市指定地域密着型サービス事業者 公募要項

1 公募の目的

本市では、「交野市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）」に基づき高齢者福祉施設等の整備を進めております。

本公募は、高齢者福祉施設等の整備を進めるにあたり、当該サービスの質及び継続性を確保できる交野市指定地域密着型サービス事業者（以下、「地域密着型サービス事業者」という。）を選定するため実施するものです。

2 公募の内容

(1) 施設等の概要

種 別	整備数	定員	圏 域	開設年度
地域密着型介護老人福祉施設	1 か所	29人	交野市全域	令和8年度中 まで

なお、「交野市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画」の期間中は、広域型の施設を含め、上記以外の新規開設施設・事業所の新たな整備は予定しておりません。

また、応募・採用がない場合は、再度、募集することがあります。

(2) 併設事業所等について

今回募集する地域密着型介護老人福祉施設と通所介護、短期入所生活介護、有料老人ホーム等のその他サービス（地域密着型サービスを除く。）を併設することは可能とします。

ただし、短期入所生活介護を併設する場合、当該事業の定員は地域密着型介護老人福祉施設の定員以下としてください。

(3) 地域密着型介護老人福祉施設の形態について

全室個室ユニット型とします。短期入所生活介護を併設する場合は、そちらも同様とします。

また、単独設置、サテライトは問いません。

3 応募資格

(1)	【地域密着型介護老人福祉施設】 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人であること。（既存法人に限る）
(2)	高齢者福祉施設等の運営を直接行う事業者であること。
(3)	サービスを実施する土地建物が確保されている、又はその見込みがあること。 なお、法人所有地の場合でも福祉医療機構以外の者を権利者とする抵当権（根抵当権を含む）が設定されている場合は、抵当権の抹消を条件とします。
(4)	原則、「2 公募の内容」に記載の「開設年度」中に施設整備が完了し、開設が見込めること。（埋蔵文化財等の特別な事情が有る場合を除く。）
(5)	介護保険法第78条の2第4項各号のいずれにも該当していないこと。 また、併設して他のサービスを計画する場合は、同法第70条第2項（指定居宅サービス）、第79条第2項（指定居宅介護支援）、第115条の2第2項（指定介護予防サービス）各号のいずれにも該当していないこと。
(6)	国税及び地方税の滞納がないこと。
(7)	地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
(8)	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するものとして、交野市から指名停止措置を受けていないこと。
(9)	会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続をしていないこと。
(10)	社会福祉法人等による生活困窮者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業を実施すること。
(11)	役員等が交野市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。

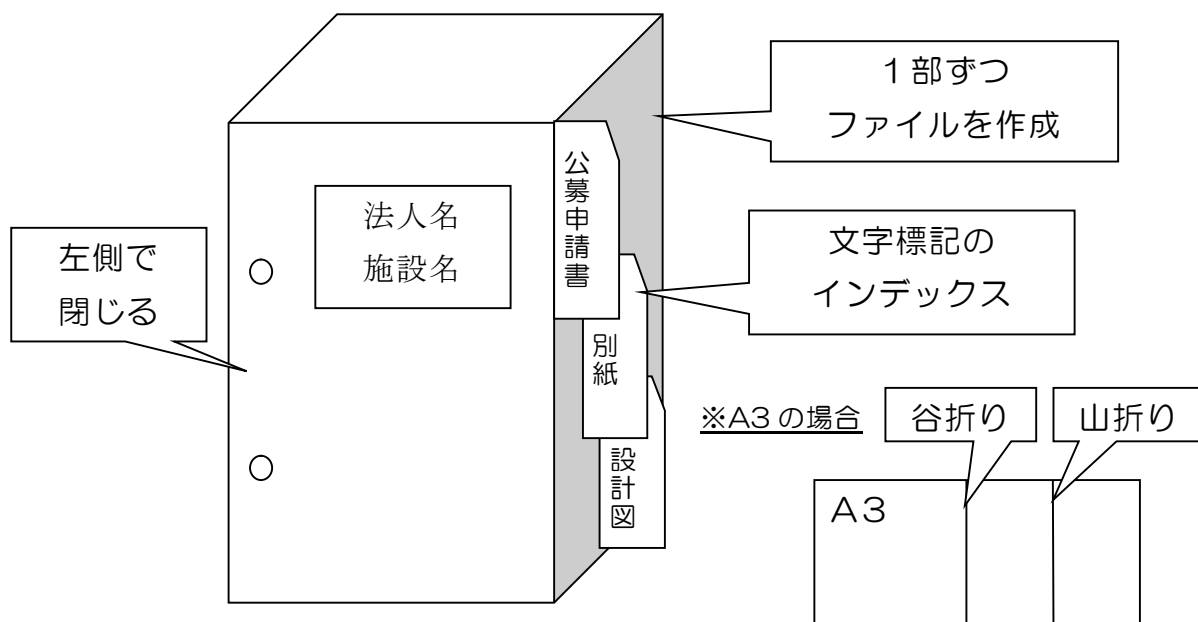
※選定後に応募資格を満たしていないことが判明したときは失格とします。

4 応募に係る提出書類

(1)	公募申請書及び誓約書	様式1
(2)	理事長の経歴書	様式2-1
	施設長（管理者）経歴書（予定者）	様式2-2
	介護支援専門員経歴書（予定者）	様式2-3
(3)	従事者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（予定）	様式3
(4)	事業計画書	様式4
(5)	資金計画書	様式5
	借入金償還計画表（借入金がある場合のみ）	様式5（別紙）
(6)	事業内容企画書	様式6
(7)	収支計画書（開設1年目分～4年目分）	様式7-1～4
	収支計画の補足説明	様式7（別紙）
(8)	土地売買（賃借）の状況確認書 （土地の全部事項証明書、確約書、誓約書のいずれかを添付）	様式8
(9)	法人定款（最新のもの）	
(10)	法人の履歴事項全部証明書（応募の3か月以内に発行のもの）	
(11)	法人税・法人住民税分についての未納の税額がないことの証明 課税対象事業等がない場合は残高証明書(令和6年8月末現在のもの)	
(12)	決算関係書類（財産目録、貸借対照表、事業活動計算書及び資金収支計算書）（直近2か年分）	任意様式
(13)	計画図面（土地・建物等の詳細が解る位置図、平面図、立面図、各室面積表等）	A3サイズ
(14)	現況写真（10枚程度）	任意様式
(15)	開設までのスケジュール （「開設までの主なスケジュール等」を参照すること）	任意様式
(16)	所轄庁等の指導監査の結果通知書 （過去5年間のものの写し）	要原本証明
(17)	指導監査改善報告書の写し	要原本証明
(18)	現在運営している事業所等のパンフレット等参考資料	任意様式

5 提出書類作成上の留意事項

- (1) 提出書類は、正本1部、副本8部（副本はコピー可）の計9部と提出書類一覧表1部を交野市福祉総務課の窓口に出してください。
(提出書類一覧表にチェックはつけないでください。)
- (2) 提出書類は、特に指示があるもの及び証明書等の既定の大きさのもの以外は、A4サイズで作成してください。
- (3) 全体の目次を最初のページに付けてください。
- (4) 項目ごとに白表紙を入れ、書類番号のインデックスを付けてください。
(提出書類に直接インデックスをつけないようにしてください。)
- (5) 提出書類は片面印刷とし、左綴りで穴を開け、フラットファイルに綴じてください（下図参照）。（提出書類一覧表は綴じずにそのまま提出してください。)
- (6) 提出された書類の差替えは認めません。また、理由の如何を問わず返却しません。
- (7) 提出された書類は、不開示情報以外は原則情報開示の対象となります。
- (8) 上記のほか、必要に応じて書類の追加提出を求める場合があります。



6 補助金の交付

令和7年度以降の大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金（大阪府地域医療介護総合確保基金事業）については、現時点では補助要件等を含めて確定しておりません。

また、補助金は予算の範囲内での交付となるため、応募者の見込みどおりの額を交付できない場合もあります。資金計画は補助金の交付がない場合も想定して、余裕のある計画としてください。

7 公募の日程等

(1) 受付

●受付期間

令和6年9月11日(水)から同年12月20日(金)まで(土・日・祝日を除く)
午前9時から午後5時30分まで
ただし、12月20日(金)については午後5時までとします。

●受付方法

交野市立保健福祉総合センター1階 福祉総務課まで、提出書類を持参してください。(郵送・FAX・電子メールによる提出は認めません)

なお、申込及び提出の際は、来庁日時を必ず電話で予約の上、関係書類を添えて、上記窓口までお越しください。

受付期間内に指定する提出書類が全て整わない場合や本市から別に期間を定めを行う提出書類の補正や追加に応じられない場合には、応募を辞退したものとします。

(2) 応募に関する質問

●受付期間

令和6年9月11日(水)から同年12月6日(金)午後5時まで

●受付方法

質問票(様式9)に質問事項を簡潔にまとめて記載し、福祉総務課メールアドレス(hukusi-soumu@city.katano.osaka.jp)へ送信してください。(電話・FAX・来所による質問にはお答えできません。)メールの件名は「指定地域密着型サービス事業者公募に関する質疑(応募予定法人名)」としてください。

また、受信確認のため市役所の業務時間内に必ず電話連絡を入れてください。

●回答方法

ホームページ上に質問及びその回答を公開します。

8 選定方法

(1) 応募書類の提出



(2) 対象事業者の選考・審査（令和7年1月中旬頃）

交野市地域密着型サービス運営及び介護予防事業運営審議会（以下「審議会」という。）において、提出書類や応募者による業務提案（プレゼンテーション）等に基づき、審査・評価を行います。



(3) 地域密着型サービス事業者の選定（令和7年1月下旬頃予定）

審議会による審査・評価を踏まえ、地域密着型サービス事業者を選定します。

※審査の結果、地域密着型サービス事業者に適当な者がいないと判断されたときは、いずれの事業者も選定しない場合があります。

9 審査基準

●判定項目

- (1) 事業運営に関する一般原則について(サービス提供に対する考え方、利用者の心身の状況等の把握、個人情報への取扱い、苦情・相談窓口、緊急時・事故発生及び非常災害時の対応、衛生管理など)
- (2) サービスの質の向上に向けた取組みについて（職員の研修、提供するサービスなど）
- (3) 地域との連携について（医療との連携、居宅介護支援事業者等との連携、ボランティアの受け入れなど）
- (4) 職員体制及び職員の質の向上（職員体制、休暇・退職等の際の職員の補充交替体制など）
- (5) 経営・運営の安定性について(収支計画の適正について、法人における長期的な経営能力など)
- (6) 土地・建物について（開設地周辺の状況、施設のコネプト、施設内容の適切性など）
- (7) 応募者の業務提案（プレゼンテーション）等の内容について
- (8) その他

1.0 選定結果の通知

地域密着型サービス事業者の選定を行った後、すべての応募者に対し、選定の結果を文書で通知します。

選定事業者が不測の事態により辞退等した場合に備え、次順位の応募者を補欠登録する場合があります。

選定事業者が辞退等した場合で、かつ補欠登録された事業者が事業を実施可能なとき、当該事業者を新たに選定事業者とします。

また、選定後の具体的な手続については、選定後に別途お知らせします。

1.1 留意事項

- (1) 応募に当たっては、介護保険法、建築基準法、消防法等の関係法令の基準を遵守していなければなりません。
- (2) 応募に係る一切の費用（書類作成及び証明に係る費用負担等）は、応募者の負担とします。
- (3) 提出書類に不備又は虚偽の記載があった場合は、失格とします。選定後に判明した場合も、同様とします。
- (4) 提出書類は、指定地域密着型サービス事業者の選考以外の目的には使用しません。
- (5) 受付後に応募を辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出してください。
- (6) 選定後の権利譲渡等は、認めません。
- (7) 施設整備等に係る契約手続は、入札、複数の業者から見積りを徴取する等公正なものとしてください。
- (8) 地域密着型サービス事業者として選定された場合でも、当該時点で補助金の交付・介護保険法上の指定を確約するものではありません。

1.2 問い合わせ先

交野市福祉部福祉総務課 地域密着型サービス担当

住 所 〒576-0034 大阪府交野市天野が原町5-5-1

電 話 072-893-6400 内線658

F A X 072-895-6065

e-mail hukusi-soumu@city.katano.osaka.jp